

第5回生活保護費及び児童扶養手当に関する関係者協議会

日時:平成17年10月19日(水)
13:00～15:00
場所:霞が関東京會館
シルバースタールーム

－ 議事次第 －

1. 開会

2. 議題

- (1) 第4回協議会の議題に関する地方団体の意見
- (2) 共同作業の最終まとめの報告
- (3) 生活保護制度について検討すべき課題〔2〕
 - ① 生活保護業務の実施に当たっての問題
 - ② 自立支援に関する課題
- (4) 児童扶養手当制度に関連して検討すべき課題
- (5) その他

3. 閉会

【配付資料】

- 資料1 「第4回協議会厚生労働省提出資料」に対する意見（全国知事会 提出資料）
- 資料2 「第4回協議会厚生労働省提出資料」に対する意見（全国市長会 提出資料）
- 資料3 第2回協議会までに指摘された論点（第3回協議会資料）
- 資料4 「共同作業における議論のまとめ」
- 資料5 「生活保護関係資料」（厚生労働省 提出資料）
- 資料6 「児童扶養手当関係資料」（厚生労働省 提出資料）
- 資料7 「生活保護及び児童扶養手当に係る分析」（木村委員 提出資料）
- 資料8 「生活保護制度・児童扶養手当制度の見直しの方向について」（全国知事会 提出資料）

H17.10.19

「第 4 回協議会厚生労働省提出資料」に対する意見

石川県知事 谷 本 正 憲

◎意見の前提

生活保護制度は、憲法第 25 条の理念に基づき、国の責任において、生活に困窮する全ての国民に対し、健康で文化的な最低限の生活を保障する制度であり、国民の最低限の生活を保障される機会や最低限の生活水準の内容については、地域あるいは個人によって実質的な差が生じることはあってはならないもの。

1 「級地の指定など地域における生活保護基準の設定に関し、地方自治体の裁量・責任の在り方」についての意見

保護基準における級地区分については、生活保護制度が憲法第 25 条に基づく「生存にかかわるナショナルミニマムを確保するため、全国一律に公平・平等に行う給付金の支給等に関する事務」であることから、これまでも厚生労働大臣がその権限で市町村毎に決定してきたものである。そして、仮に地方に級地の指定など地域における生活保護の基準設定権限を移譲したとしても、ナショナルミニマムを達成するために必要・最低限の基準を設定しなければならないとすれば、それは、羈束行為であり、裁量の余地はない。また、これを地方自治体の裁量に委ねることがあれば、「ナショナルミニマム」の観点からみて、憲法上の疑義がある。

2 医療扶助についての意見

(1) 「医療扶助の給付における福祉事務所の役割・責任」についての意見

福祉事務所は生活保護事務の実施機関として、国が定めた基準に基づき、適切に事務処理を実施しているものであり、法定受託事務たる制度の趣旨に照らすと、今後ともこうした国と実施機関の役割分担は堅持すべき。

(2) 「医療計画（病床数、医療機関間の連携）等の作成主体である都道府県の医療扶助適正化における役割・責任」についての意見

国民の生命を守ることは国家第一の責務とされており、現行法上も、医療に関する診療報酬や医療制度の枠組みを決定する権限は国にある。このことから、医療扶助適正化に関する責任は、第一義的には国にあり都道府

県の役割は限定的である。こうした中で、都道府県の役割・責任を強調することは、責任転嫁と言わざるを得ない。

(3) 「我が国の医療は国民皆保険を基本としており、被保護者もその中で対応するという考え方もあり得る」についての意見

医療扶助を国民健康保険に移すべきかどうかについては、以前から社会保障審議会等で議論されてきた課題であるが、国民健康保険財政は医療費の増加によって極めて厳しい状況にある。また、医療扶助の出所を変えても、それは単に、国と地方の負担を見直すことにすぎず、実効的な制度の抜本見直しからほど遠いと言わざるを得ない。まずは、国民健康保険財政の健全化を進めることが先決ではないか。

3 「住宅扶助基準の設定及び実施について、地方自治体の裁量・責任の在り方」についての意見

住宅扶助の基準設定を地方自治体の裁量に委ねることは、「ナショナルミニマム」の観点からみて、憲法上の疑義がある。

そもそも、住宅の確保は、最低限の生活を営む上で、不可欠な要素であり、住宅扶助基準の設定及び実施について、他の扶助と異なる取り扱いをする合理的な理由はない。

以上

「第 4 回協議会厚生労働省提出資料」に対する意見

高知市長 岡崎 誠也

1 「級地の指定など地域における生活保護基準設定に関し、地方自治体の裁量・責任の在り方」について

生活保護制度は、憲法第 25 条の理念に基づき、国民の最低限度の生活保障を目的とする制度であり、生活保護基準は公平・平等でなければならない。したがって、その基準は客観的データを基に、全国的整合性をもって定められるべきものである。その際には、地域の実態を反映させる必要があるが、それについても客観的データによるべきものであり、地方の裁量に委ねることは、生活保護制度の理念に反する。

- 国は、生活保護基準について、審議会報告書で見直しが指摘されている課題のうち、未だに着手していない級地制度全般についての見直し、単身世帯基準の設定について早急に対応するとともに、多人数世帯基準の是正等について、更に見直しを進めるべきである。

2 「医療扶助の給付における福祉事務所の役割・責任」について

福祉事務所の役割は、生活保護の実施機関として、国が定める法律や政令等に基づき、医療扶助に係る事務を実施することである。福祉事務所においては、医療扶助の適正化のため、被保護者等に対する重複・頻回受診の是正指導、レセプト点検による診療報酬の過誤調整を行うなど、医療扶助に係る事務を適切に実施している。

今後とも、こうした福祉事務所の役割・責任については維持すべきである。

3 「我が国の医療は国民皆保険制度を基本にしており、被保護者もその中で対応するという考え方もあり得る」について

生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度であり、医療扶助は生活保護制度の枢軸である。
医療扶助は、保険制度には馴染まない。

- 疾病が貧困の原因であり、また貧困が疾病を生みやすいということから、生活保護制度の創設以来、医療扶助は、生活扶助と並んで生活保護制度の枢軸となっているものである。

国民健康保険制度もそれを前提として、成り立っているものであり、合理的理由もなく、被保護者の医療扶助を国民健康保険で対応するという考え方もあり得るとすることは理解しがたい。

- 被保護者の医療扶助を国民健康保険で対応させることは、高齢者や無職者が集中するという構造的な問題を抱え、極めて厳しい財政状況にある国民健康保険に国の負担を転嫁するものである。

- 国の責任で行うべき法定受託事務である生活保護の医療扶助を、自治事務である国民健康保険に組み入れることは、地方自治の基本的理念、生活保護の基本的理念からも問題である。

4 「住宅扶助基準の設定及び実施について、地方自治体の裁量・責任の在り方」について

地方自治体の裁量・責任で住宅扶助基準を設定することとなれば、憲法第25条に基づく生存にかかわるナショナルミニマムについて、公平・平等が確保されなくなり、生活保護制度の理念に反することとなる。
住宅扶助基準の設定は、地方自治体の裁量に委ねるべきではない。

- 地方自治体の裁量・責任で住宅扶助基準を設定することとなれば、全国レベルでの均衡が損なわれ、被保護者の転入・転出という事態も起こり得る。

資料 3
(第 3 回協議会資料)

第 2 回協議会までに指摘された論点

- I 保護率の上昇、児童扶養手当の増加及び地域間格差に関する原因分析と共通認識の形成
- II 生活保護制度について検討すべき課題
 - (1) 最低生活の保障に関する課題
 - 生活保護基準の水準（老齢基礎年金との関係、就労へのインセンティブとの関係等）
 - 年金担保貸付制度との関係
 - 医療扶助・介護扶助の在り方
 - 住宅扶助の在り方
 - (2) 生活保護制度を取り巻く他制度との関係
 - 年金制度との関係（年金未加入者や年金保険料未納者の増加）
 - 生活保護を受けずに済むための総合的な低所得者対策の検討（高齢者世帯に対する生活保障、ホームレスやDV被害者の生活保障等）
 - 国民健康保険制度との関係
 - 景気・雇用対策など国による総合的な政策の推進
 - 精神保健福祉施策との関係
 - (3) 生活保護業務の実施に当たっての問題
 - 生活保護法による諸調査の権限の限界
 - 不正受給への対応
 - 生活保護の適正化努力とその成果
 - ケースワーカー一人への過重な負担
 - (4) 自立支援に関する課題
 - 福祉行政と労働行政との緊密な連携の必要性
 - 要保護者の自立・就労阻害要因の除去
- III 児童扶養手当制度に関連して検討すべき課題
 - 児童扶養手当受給者の就労支援の在り方とその取組状況の地域間格差
 - 養育費の確保対策
- IV 生活保護制度及び児童扶養手当制度における国と地方の役割分担及び費用負担の在り方